

望まない孤独・孤立を防ぐ 地域福祉活動

# ふれあいサロン

## ～登録・運営の手引き～

ふれあいサロン支援事業は、歳末たすけあい募金配分金、足立区社会福祉協議会会員会費・寄附で運営する民間事業です。

孤独・孤立防止のため、皆様の寄附のご協力をお願いします。

## 望まない孤立を防ぐために 支え合いの場をつくる活動を支援します。

ふれあいサロンは、地域の皆さんでつくる「交流の場」。  
目的は、ひきこもりや閉じこもり、社会的な孤立の防止です。

- 東京都では、ひとり暮らしは代表的な世帯類型となっています。
- 身近な地域で住民同士がつながることで、お互いに支え合い助け合う地域を育てます。

### 知っていますか？ 「孤立」の影響

- 孤立状態が長く続くと、健康に大きな影響を及ぼすことが分かっています。

#### 脳への影響

他者との交流が週1回の方は、  
週3回以上の人に比べて脳の  
萎縮が進む

#### 寿命への影響

高齢期の孤立・閉じこもりは  
死亡リスクを2倍にする

#### 精神的健康への影響

精神的な健康状態の悪化を防  
ぐには直接会うことが有効

#### 認知症への影響

多様なつながりがあるほど認  
知症を発症しにくい

資料 東京都健康長寿医療センター プレスリリース等

# 登録条件

- 1 望まない孤独・孤立を防ぐ活動であること
- 2 住民による自主的・自発的活動であること
- 3 世話人が3人以上いること  
(過半数が区内在住または在勤であること)
- 4 参加者を制限しない地域に開かれた場であること  
(足立区社会福祉協協議会(以下、「社協」という。)および足立区のホームページに掲載し、広く参加者を募集します。)
- 5 月1回以上開催すること
- 6 対面形式であること
- 7 政治・宗教・営利を目的としないこと



## 1 活動支援

### ■ 運営の相談支援

- 円滑にサロン活動ができるよう、職員が相談にのり、一緒に考えます。
- イベントでの講話、体操を教えてくれる講師などを紹介します。（通常のサロンで継続的に講師に来てほしい場合などは講師料をご用意ください。ご希望の講師が見つからない場合があることをご了承ください。）

### ■ 交流会・研修会の開催

- 年1回程度、他のサロンとの交流などを行う交流会・研修会を開催します。

### ■ 広報紙「サロン通信」の発行

- 広報紙「サロン通信」を年3回程度発行し、サロン活動に関する情報などをお届けします。

## 2 広報支援

### ■ チラシの作成・印刷支援

- サロンのチラシ作成を支援します。（白黒印刷／1回につき30枚まで）

### ■ ホームページへの掲載

- 下記のウェブサイトにはサロン名・活動日時・内容などを掲載します。  
（社協ホームページ 「サロン一覧」等、足立区ホームページ 「通いの場リスト」）



← 足立区ホームページ  
「通いの場リスト」はこちら

## 3 各種助成支援

- 会場使用料、活動費用などの一部を助成します。  
（詳細は5、6ページを参照ください）



# 登録までの流れ

## 1 相談

- 世話人を集めます。
- サロンの活動内容等を決めます。  
(サロン名・開催場所・開催日時など)
- 登録条件などを社協の職員と確認します。

## 2 お試し開催

- お試し開催を行います。(職員が訪問します)
- お試し開催は、会場助成金、住区センター・地域学習センターの施設使用料減額・免除申請(以下、「減免申請」という。)の対象外です。
- 「登録条件を満たしているか」などを、サロンと社協で互いに確認します。

## 3 登録カード提出

- 「ふれあいサロン登録カード」「振込口座確認書」を社協に提出します。
- 会場助成金、減免対象施設の減免利用を申請する場合は、申請書、必要書類の提出も必要です。

## 4 登録完了

- 登録が承認されたら、ふれあいサロンとしての活動が開始となります。



## 1 活動報告書の提出

サロンの実施回数・参加者数を開催ごとに記録しておき、**年1回**ご報告ください。  
※活動助成金申請時の必要書類となります。申請しない場合も必ず提出してください。

対 象	<b>すべてのサロン</b>
提出書類	「ふれあいサロン活動報告書」
提出方法	基幹地域包括支援センターの窓口へ提出もしくは郵送・FAX・メール※ ※郵送料・通信料などはサロン側の負担となります。
提出期限	<b>3月末日必着</b>

## 2 会場使用料助成金申請書の提出

有料の貸出施設を使用しているサロンに対し、会場使用料の一部を助成します。  
サロンの開催日より前に、会場使用料が記載された規約を提出し受理されていることが条件となります。会場費用の変更時も同様です。

対 象	有料の貸出施設を使用しているサロン
助成金額	実際にかかった会場使用料 (1回の利用につき1,500円、1か月につき3,000円が上限)
提出書類	「ふれあいサロン会場助成金申請書」 「会場を使用したことを証明する領収書」の原本 ※領収書…宛名はサロン名を記入してください。 日付・用途(目的)・金額の記載が必要です。 <u>領収書がない場合、助成金は支出できませんのでご注意ください。</u>
提出方法	基幹地域包括支援センターの窓口へ提出もしくは郵送。
提出期限	毎月5日締め切り。1ヶ月に1度、申請することが可能です。
助成方法	提出した翌月の25日頃、各サロンの指定口座に振り込みます。 振込をもって決定通知とさせていただきます。

### 3 住区センター・地域学習センターの減免申請

住区センター・地域学習センターを使用するサロンは、減免が適用となります。

対 象 **住区センター・地域学習センターを会場として使用するサロン**

申請方法 社協が減免申請書を作成し、お渡しします（最大半年分）。

各サロンで会場の予約および減免申請等の手続きを行ってください。

### 4 活動助成金の申請

活動に必要な費用の一部を助成します。

各年度末に次年度の活動助成金の申請を受け付けます。

対 象 **申請の前年度、月1回以上活動した月が8か月以上あるサロン ※**

助成金額 5,000円／年度あたり

提出書類 「活動助成金申請書」および「活動報告書」

提出方法 基幹地域包括支援センターの窓口へ提出もしくは郵送

提出期限 3月末日17時必着

助成方法 5月下旬、各サロンの指定口座に振り込みます。

振込をもって決定通知とさせていただきます。

※新規登録サロンの場合、翌年度の活動助成金を申請するには「登録した月を除き、3分の2以上の月で月1回以上の開催実績があること」が条件となります。

下表をご参照ください。

登録月	申請に必要な開催月数
4月	7ヵ月
5月	6ヵ月
6月・7月	5ヵ月
8月	4ヵ月
9月・10月	3ヵ月
11月	2ヵ月
12月・1月	1ヵ月
2月・3月	なし



## 1 登録の更新・取り消しについて

- 登録は自動更新です。
- 1年間活動実績がなかったサロンは登録が取り消しとなります。  
(活動報告書の提出をもって、活動実績とします)
- 登録内容に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

## 2 個人情報の取り扱いについて

- サロン活動中に知り得た個人情報については、他に漏らさないようお願いします。  
これは、サロン登録取り消し後も同様です。

## 3 事故が起こった場合の対応について

- サロン活動中やサロンの行き帰りに怪我をした、物を壊したなどの事故があった場合は、速やかにご報告ください。

※社協で保険などには加入していません。詳細はP8（参考1）をご参照ください。

## 4 政治・宗教・営利に関する活動の禁止について

- ふれあいサロンの活動では、政治・宗教・営利に関する活動はできません。

# 参考 | 活動に関する保険

それぞれのサロンごとに、必要に応じてお考えください。

ふれあいサロン支援事業では、保険の加入は行っておりません。

サロンとして保険加入する場合、行事保険を利用する方法もあります。

## 行事保険

- 国内において、福祉活動やボランティア活動などを目的として、または、市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に
  - ①行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の傷害補償
  - ②行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任保障の2つの補償がセットになった保険です。
- 足立区の申込窓口は足立区総合ボランティアセンターです（窓口申し込みのみ）。  
※区市町村社会福祉協議会ボランティアセンター等は、法令により保険内容についての説明はできないため、「加入対象」「補償内容」等、保険の内容についてご不明点がある場合は、必ずご提出の前に(有)東京福祉企画までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

代理店 有限会社 東京福祉企画

電話：03-3268-0910

FAX：03-3268-8832

住所：新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

行事保険の詳細はこちら↓



### 【申し込み窓口】

足立区総合ボランティアセンター

電話：03-3870-0061

FAX：03-3870-5900

住所：足立区日ノ出町27-3-102



## 参考2 元気応援ポイント事業の活用

- ふれあいサロンの活動は、足立区の「元気応援ポイント事業」の対象です。
- 介護保険サービスを利用していない世話人は元気応援ポイント事業を利用できます。（参加者は利用できません。）

### 元気応援ポイント事業

- 65歳以上の方がボランティア活動を積極的に行うことで、足立区がもっと元気になることをめざしています。区内介護施設などでボランティア活動に参加して、ポイントを集めていただくと、年間（8月1日から翌年7月31日）最大10,000円の活動交付金を交付します。（足立区ホームページより転載）

#### 【問い合わせ先】

高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課 計画調整係

電話：03-3880-5493 FAX：03-3880-5614

### ふれあいサロン支援事業の問い合わせ先

足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター

電話：03-6807-2127 FAX：03-5681-3374

住所：〒121-0816 足立区梅島2-1-20 1階

